

特定非営利活動法人ほっとすペーす 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ほっとすペーすという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都練馬区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、精神障害者と共に地域社会において病を抱えながら自立生活していくための諸条件の整備と社会参加の促進、暮らしやすいまちづくりに関する事業を推進し、地域社会の福祉向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 精神障害者が社会生活を営むために必要と思われる事業所等を設立、運営する事業
- (2) 精神障害者の自立生活支援事業
- (3) 精神障害者各事業所間の情報交換、ネットワーク化を促進するための事業
- (4) 精神障害者に対する社会的理解を促進するための普及啓発事業
- (5) 精神障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく障害福祉サービス事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動参加をする個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、資金協力を行う個人及び団体

(入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、その旨を文書で代表理事に申し込むこととし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 代表理事は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本人から脱退の申し出があったとき
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 正会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会において正会員総数の3分の2以上の同意により、会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えるなければならない。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費は、返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 特定非営利活動促進法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の常務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞することなくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の同意を得て、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えるなければならない。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、報酬を受け取る者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な書類は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 総 会

(種 類)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第21条 総会は正会員をもって構成する。

(権 能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 会員の除名
- (7) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 解散した場合の残余財産の処分
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) 理事会が総会に付すべき事項として議決した事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号に基づき監事が招集するとき

(招 集)

第24条 総会は、前条第 2 項第 3 条の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又は電磁的方法により、開催日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した個人正会員の中から選任する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

- 第27条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

(表決権等)

- 第28条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の個人正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における第 26 条の適用については、出席したものとみなす。
 - 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には議長及び出席した個人正会員のうち選任された議事録署名人2人が、記名、押印しなければならない。

第5章 理事会

(構 成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第31条 理事会は、この定款に定めるもののほか、以下の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開 催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき

(招 集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第36条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の個人正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における第36条の適用については、出席したものとみなす。
- 3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会の出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長及び出席した理事のうち選任された議事録署名人2人が、記名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法に定めるところに従って、行うものとする。

(経費の弁済)

第42条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
- 3 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用をみなす。
- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(長期借入金)

第46条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第48条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 解散後の残余財産は、総会の議決を経て、この法人と類似の目的を有する特定非営利活動法人に帰属させるものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 事務局

(設置)

第51条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長、その他の職員を置くことができる。
- 3 事務局長、その他の職員は、代表理事が任免する。

第9章 雜則

(公告)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、特定非営利活動促進法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	熊谷 彰人
副代表理事	瀬戸口 和久
理事	平野 学
理事	高橋 いつみ
理事	西尾 美恵
理事	佐藤 正子
理事	関原 育
理事	佐賀 大一郎
理事	藤原 正樹
理事	小暮 真里
理事	森田 里美
理事	鈴木 英典
監事	山本 智啓
監事	赤畠 淳

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款第16条第1項に規定にかかわらず、成立の日から15年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の第44条の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の第43条の規定にかかわらず、成立の日から15年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金 1,000円	会費 1,000円／年
(2) 賛助会員	入会金 なし	会費 1口 500円／年

※個人・団体同一の金額とする

令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人 ほっとすペーす

I 事業実施の方針

当法人では今まで精神障害者小規模作業所を中心に、精神障害者の社会参加と個々の自己実現のために活動してきました。しかし、平成19年に障害者自立支援法が施行されたことにより、従来行ってきた就労訓練を法内事業として事業化し、これを事業の新たな柱として支援体制の強化を目指します。その上で就労継続支援B型事業所の意義を再検討し、就労プログラムに馴染まない障害者への支援事業所として、新たに設置することを目指して行きます。

自立生活支援事業では、障害者の日常における相談や、その家族を対象とした勉強会の開催等、きめ細かに継続します。

また、新たな法の施行に伴い、障害者を取り巻く環境が大きく変わったことにより、他の事業所や関係機関との連携を積極的に行い、障害者の現状と、精神障害者の地域社会における福祉向上の目指しながら、これまで継続してきた、地域との協働で行う、ほっとフェスタの開催等をとおして広く啓蒙活動を行います。

II 事業実施に関する事項

事業名	事業内容	実施予定期時	実施予定場所	従事の予定期人数	受益対象者範囲及び予定期人数	支出見込額(千円)
精神障害者が社会生活を営むために必要と思われる事業所等を設立、運営する事業	精神障害者の自立及び就労支援のための共同作業所の運営を行う	通年	練馬区内	3名	地域の精神障害者 20人	50
精神障害者の自立生活支援事業	障害者の自立生活に関する相談や家族勉強会の開催	10月	事業所	約10	地域の精神障害者 及びその家族 60人	700
精神障害者各事業所間の情報交換、ネットワーク化を促進するための事業	区内事業所連絡会等への参加	通年	区役所他	実3	障害者の支援活動に関わる者不特定多数	50
精神障害者に対する社会的理解を促進するための普及啓発事業	地域との協働でほっとフェスタを開催する。	11月下旬	区内 小学校	約15名	障害者の支援活動に関わる者不特定多数	100
	機関紙の発行を通して関連団体や機関等への制度の理解と必要性を訴える	4.7.10.1月 の計4回	事務所	3	健常者及び精神障害者の支援活動に関わる者 850人	2,000

精神障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく障害福祉サービス事業	自立支援法に基づく就労支援B型のサービス事業を行う	通年	事業所	20名	地域の精神障害者233人	141,000
--	---------------------------	----	-----	-----	--------------	---------

令和 8 年 度 事 業 計 画 書

特定非営利活動法人 ほっとすペーす

I 事業実施の方針

昨年度に引き続き、就労訓練事業を柱として支援体制の強化を目指します。その上で就労継続支援B型事業所の意義を再検討し、就労プログラムに馴染まない障害者への支援事業所として、新たに設置することを目指して行きます。

自立生活支援事業では、障害者の日常における相談や、その家族を対象とした勉強会の開催等、きめ細かに継続します。

また、新たな法の施行に伴い、障害者を取り巻く環境が大きく変わったことにより、他の事業所や関係機関との連携を積極的に行い、障害者の現状と、精神障害者の地域社会における福祉向上の目指しながら、これまで継続してきた、地域との協働で行う、ほっとフェスタの開催等をとおして広く啓蒙活動を行います。

II 事業実施に関する事項

事業名	事 業 内 容	実施予定日時	実施予定場所	従事の予定人数	受益対象者範囲及び予定人数	支出見込額(千円)
精神障害者が社会生活を営むために必要と思われる事業所等を設立、運営する事業	精神障害者の自立及び就労支援のための共同作業所の運営を行う	通年	練馬区内	3名	地域の精神障害者 20人	50
精神障害者の自立生活支援事業	障害者の自立生活に関する相談や家族勉強会の開催	年1回 (10月頃)	事業所	約10	地域の精神障害者 及びその家族 60人	700
精神障害者各事業所間の情報交換、ネットワーク化を促進するための事業	区内事業所連絡会等への参加	通年	区役所他	実3	障害者の支援活動に関わる者不特定多数	50
精神障害者に対する社会的理解を促進するための普及啓発事業	地域との協働でほっとフェスタを開催する。	年1回 (秋)	区内 小学校	約15名	障害者の支援活動に関わる者不特定多数	100
	機関紙の発行を通じ関連団体や機関等への制度の理解と必要性を訴える	4.7.10.1月の計4回	事務所	3	健常者及び精神障害者の支援活動に関わる者 850人	2,000

精神障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく障害福祉サービス事業	自立支援法に基く就労支援B型のサービス事業を行う	通年	事業所	20名	地域の精神障害者 233人	141,000
--	--------------------------	----	-----	-----	------------------	---------

令和7年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 ほっとすべす

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費		0	0
正会員受取会費		0	0
賛助会員受取会費		0	0
2 受取寄附金		0	0
受取寄附金		0	0
施設等受入評価益		0	0
3 受取助成金等		0	0
受取補助金		0	0
4 事業収益		150,210,000	150,210,000
精神障害者が社会生活を営むために必要と思われる事業所を設立、運営する事業収益		0	0
精神障害者の自立生活支援事業収益		0	0
精神障害者各事業所間の情報交換、ネットワーク化を促進するための事業収益		0	0
精神障害者に対する社会的理解を促進するための普及啓発事業収益		110,000	110,000
精神障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（総合支援法）に基づく障害福祉サービス事業収益		150,100,000	150,100,000
5 その他の収益		11,000	11,000
受取利息		11,000	11,000
経常収益計		150,221,000	150,221,000
【B】 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費		101,810,000	101,810,000
給料手当		85,400,000	85,400,000
役員報酬		0	0
退職給付費用		4,400,000	4,400,000
法定福利費		12,010,000	12,010,000
(2) その他経費		42,120,000	42,120,000
福利厚生費		360,000	360,000
旅費交通費		60,000	60,000
事務用消耗品費		630,000	630,000
印刷製品費		66,000	66,000
水道光熱費		2,600,000	2,600,000
消耗器具備品費		880,000	880,000
修繕費		150,000	150,000
会議費		10,000	10,000
保守委託料		4,097,000	4,097,000
通信運搬費		1,320,000	1,320,000
損害保険料		540,000	540,000
賃借料		10,000	10,000
リース料		2,041,000	2,041,000
土地建物賃借料		18,216,000	18,216,000
保健衛生費		160,000	160,000
教養娯楽費		600,000	600,000
教育指導費		2,400,000	2,400,000
車両費		880,000	880,000
減価償却費		7,100,000	7,100,000
事業費計		143,930,000	143,930,000
2 管理費			
(1) 人件費		2,780,000	2,780,000
役員報酬		2,400,000	2,400,000
給料手当		380,000	380,000
法定福利費			
(2) その他経費		3,265,000	3,265,000
福利厚生費		70,000	70,000
事務用消耗品費		10,000	10,000
印刷製本費		30,000	30,000
通信運搬費		15,000	15,000
会議費		80,000	80,000
広報費		550,000	550,000
保守委託料		120,000	120,000
支払手数料		550,000	550,000
賃借料		10,000	10,000
諸会費		60,000	60,000
涉外費		30,000	30,000
租税公課		1,740,000	1,740,000
管理費計		6,045,000	6,045,000
経常費用計		149,975,000	149,975,000
当期経常増減額 【A】 - 【B】	...①	246,000	246,000
【C】 経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計		0	0
【D】 経常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計		0	0
当期経常外増減額 【C】 - 【D】	...②	0	0
税引前当期正味財産増減額 ①+②	...③	246,000	246,000
法人税、住民税及び事業税	...④		130,000
前期繰越正味財産額	...⑤		132,643,715
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤		132,759,715	

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 ほっとすペーす

(单位：円)

小計・合計

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費		0	0
正会員受取会費		0	0
賛助会員受取会費		0	0
2 受取寄附金		0	0
受取寄附金		0	0
施設等受入評価益		0	0
3 受取助成金等		0	0
受取補助金		0	0
4 事業収益		150,210,000	150,210,000
精神障害者が社会生活を営むために必要と思われる事業所を設立、運営する事業収益		0	0
精神障害者の自立生活支援事業収益		0	0
精神障害者各事業所間の情報交換、ネットワーク化を促進するための事業収益		0	0
精神障害者に対する社会的理解を促進するための普及啓発事業収益		110,000	110,000
精神障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（総合支援法）に基づく障害福祉サービス事業収益		150,100,000	150,100,000
5 その他の収益		11,000	11,000
受取利息		11,000	11,000
経常収益計		150,221,000	150,221,000
【B】 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費		101,810,000	101,810,000
給料手当		85,400,000	85,400,000
役員報酬		0	0
退職給付費用		4,400,000	4,400,000
法定福利費		12,010,000	12,010,000
(2) その他経費		42,120,000	42,120,000
福利厚生費		360,000	360,000
旅費交通費		60,000	60,000
事務用消耗品費		630,000	630,000
印刷製品費		66,000	66,000
水道光熱費		2,600,000	2,600,000
消耗器具備品費		880,000	880,000
修繕費		150,000	150,000
会議費		10,000	10,000
保守委託料		4,097,000	4,097,000
通信運搬費		1,320,000	1,320,000
損害保険料		540,000	540,000
賃借料		10,000	10,000
リース料		2,041,000	2,041,000
土地建物賃借料		18,216,000	18,216,000
保健衛生費		160,000	160,000
教養娯楽費		600,000	600,000
教育指導費		2,400,000	2,400,000
車両費		880,000	880,000
減価償却費		7,100,000	7,100,000
事業費計		143,930,000	143,930,000
2 管理費			
(1) 人件費		2,780,000	2,780,000
役員報酬		2,400,000	2,400,000
給料手当		380,000	380,000
法定福利費			
(2) その他経費		3,265,000	3,265,000
福利厚生費		70,000	70,000
事務用消耗品費		10,000	10,000
印刷製本費		30,000	30,000
通信運搬費		15,000	15,000
会議費		80,000	80,000
広報費		550,000	550,000
保守委託料		120,000	120,000
支払手数料		550,000	550,000
賃借料		10,000	10,000
諸会費		60,000	60,000
涉外費		30,000	30,000
租税公課		1,740,000	1,740,000
管理費計		6,045,000	6,045,000
経常費用計		149,975,000	149,975,000
当期 経常増減額 【A】 - 【B】 . . . ①		246,000	246,000
【C】 経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計		0	0
【D】 経常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計		0	0
当期 経常外増減額 【C】 - 【D】 . . . ②		0	0
税引前 当期 正味財産増減額 ① + ② . . . ③		246,000	246,000
法人税・住民税及び事業税 . . . ④			130,000
前期繰越正味財産額 . . . ⑤			132,759,715
次期繰越正味財産額 ③ - ④ + ⑤			132,875,715